

滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部 第7回本部員会議 次第

日 時：令和2年3月23日(月)

17:15～17:45

場 所：危機管理センター

災害対策本部室

あいさつ

議 題

(1) 新型コロナウイルス感染症にかかる県の対応

(2) その他

## 県民の皆様への知事メッセージ

- 新型コロナウイルス感染症については、全国では感染者が 1700 人を超えています。県内における感染はこれまで散発的な発生にとどまっています。
- しかしながら、今後も患者は増加することを想定する必要があります。引き続き、県民の皆様には感染防止に努めていただくようお願いいたします。特に、最近海外からの移入例が全国的に増えていることから、海外から帰国された場合、咳、発熱等の症状がある方は速やかに帰国者・接触者相談センターにご相談いただくようお願いいたします。  
県としては、クラスター発生の探知に努めるとともに、海外からの帰国者に対し適切な対応を行ってまいります。また、感染源がわからない患者が増加した場合、どこかの地域を発端として爆発的な感染拡大（オーバーシュート）を生じ、重症者の増加を起すしかねないことも念頭に置いて、医療提供体制の構築を進めてまいります。
- 現在中止または延期しているイベントや、休館している不特定多数の県民が利用する県立施設については、本県では、感染が一定程度に収まっている状況にあることから、①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声という 3 つの条件が重なることを回避するとともに、感染リスクに対する対応が一定とれると判断できる場合には、3 月 25 日以降、順次、開催または開館することといたします。
- ただし、3 つの条件が重なることを避けるなど十分な感染拡大防止対策を講じられない場合には、中止・延期または休館等を継続します。また、感染拡大の兆しが見られた場合には改めて対応を検討いたします。
- 臨時休業している学校については、今後示される文部科学省の方針を踏まえ、新学期からの再開に向けて、教育委員会において必要な準備を進めてまいります。
- また、新型コロナウイルス感染症の本県経済への影響に鑑み、困難に直面する県内企業を下支えし、経済や雇用への影響を最小限度に抑えるための事業を追加した令和 2 年度予算が本日県議会において議決されました。県においては、事業者の皆様の資金繰りや労働者の雇用継続などの支援を迅速に行ってまいります。
- 今は大変苦しい時期ではございますが、こういった対策を通じて困難を乗り越えるとともに、その後の反転攻勢に向けて、ともに努力してまいります。

- 県においては、今後も正確な情報を可能な限り迅速にお伝えしてまいります。県民の皆様におかれましては、引き続き、咳エチケットや手洗いなどの感染症対策に努めていただくとともに、換気が悪く、多くの人々が密集し、近距離での会話や発声が行われるという3つの条件が同時に重なるような場を避ける行動を引き続きお願いし、お互いの人権を尊重し、冷静な行動をお願いします。

令和2年3月23日

滋賀県知事 三日月大造

県内の新型コロナウイルス感染に関する状況と対策について（3月23日現在）

健康医療福祉部

1. 県内の感染状況

- ・ 県内ではこれまで4名の新型コロナウイルス感染症患者が確認されており、この中には感染源が確認できていない症例がある。
- ・ 今後も患者は増加するものと予測するが、現在のところ散発的な発生にとどまっていることから、県内の感染状況は「一定程度に収まっている」と認識している。引き続き、クラスター発生を探知し、対策を講じることにより、ゆるやかな増加スピードに抑えることが可能であると考えている。
- ・ ただし、3月19日の国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解を踏まえると、感染源がわからない患者数が継続的に増加した場合、どこかの地域を発端として爆発的な感染拡大（オーバーシュート）を生じ、重症者の増加を起しかねないことも念頭に置いておく必要がある。

【参考】相談件数（3月16日 24:00現在）

帰国者・接触者相談センター 3,795件

一般相談 3,273件（大津市保健所分を除く）

PCR検査件数（3月22日 24:00時点）

161件（陽性4件、陰性157件）

2. 県内の医療提供体制

- ・ 「帰国者・接触者外来」設置医療機関（非公表）の受診者数が増加しており、同医療機関の診療体制に支障をきたさないよう8カ所から12カ所へ増設した。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の患者については、感染症指定医療機関（県内7カ所）に措置入院・加療の上、陰性となったことが確認された後、退院している。
- ・ 今後、県内で感染が爆発的に広がり受け入れ病床を超える患者が発生した場合に備え、他の疾患等の患者への対応も勘案しながら、感染症指定医療機関等の一般病床を活用するなど、地域全体の医療提供体制を整備する。
- ・ 当該医療提供体制の整備にあたっては、健康医療福祉部内に「県調整本部（仮称）」を設置し、同本部で市町、医療機関、消防機関、関係団体からの意見を聴いた上で入院患者や重症者受け入れの調整を行う。
- ・ なお、県域を超える患者受け入れ調整については、厚生労働省が地方厚生局の区域を単位とする広域調整本部（仮称）の設置を検討している。

### 3. 県内医療機関、福祉施設等向けマスクの確保・配布状況

先週までに11万2千枚を配布済み。今週以降、医療機関等で当面必要とされる枚数は配布できる見通し。

| 【配布済み】            |                                |   |   |
|-------------------|--------------------------------|---|---|
| 区分                |                                | 配布可能枚数  | 県内配布先   |
| 国<br>(「緊急対応策」第2弾) | 各省庁保有分<br>(約250万枚)             | 5万9千枚(3/16納品)   | ・感染症指定医療機関等6病院:計5万4千枚(3/17配布)<br>・県医師会:5千枚(3/17配布)  |
|                   |                                | 3千枚(3/17納品)   | ・帰国者・接触者外来設置医療機関:4千枚(3/19配布)<br>・救急告示病院等:3万7千枚(3/19配布)  |
|                   | 県独自購入分                         | 3万8千枚(3/18納品)   |   |
| 県                 | 各部局保有分                         | 約1万2千枚  | ・介護保険サービス事業所(通所、小規模多機能136力所):約7千枚(3/13配布)<br>・入所施設用に確保:約5千枚(3/13以降順次)<br>・一時保護所等:500枚(3/19配布) |
| 【今後配布予定】          |                                |   |   |
| 区分                |                                | 確保見込み枚数   | 県内配布先(予定)   |
| 国<br>(「緊急対応策」第2弾) | メーカー納入分<br>(1,500万枚)           | 第1陣として24万枚<br>(3/23以降、国委託業者から各医療機関等へ直接配送)             | ・感染症指定医療機関<br>・帰国者・接触者外来設置医療機関<br>・救急告示病院<br>・その他の医療機関<br>・医師会、歯科医師会、薬剤師会<br>・介護施設(市町経由) など   |
|                   | 布製マスク<br>一括購入・配布分<br>(2,150万枚) | 施設職員および<br>大人の利用者<br>1人1枚<br>(3/23以降、国委託業者から各施設へ直接配送) | 以下の全ての施設<br>(高齢者施設・事業所、障害福祉サービス施設・事業所、保育所、放課後児童クラブ、児童養護施設、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設、保護施設)            |
| 県                 | 一括購入                           | 約48万枚(予算ベース)<br>(4月以降納品)                              | ・介護施設   |
|                   | 業者あっせん                         | 確保可能な限り   | ・介護施設<br>・障害者支援施設<br>・児童福祉施設  |

公の施設およびイベント等における  
新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる方針（案）

- 現在、休館や利用停止等の措置を講じている県立施設については、いわゆる「3つの条件」が重ならない、感染リスクに対する対応が一定とれると判断した場合には、順次、開館や利用の再開を行います。
- 開館等を行う施設においても、来場者等に対して3つの条件が重ならないようにすることや、感染リスクを避ける行動について周知啓発します。
- ホールや会議室等を提供する業務は継続します。なお、利用する主催者に対しては、3つの条件が重ならないよう対応をお願いするとともに、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議から示された「多くの人に参加する場での感染対策のあり方の例」も踏まえ、十分な感染拡大防止対策がとれない場合には、中止や延期の検討を要請します。
- イベント等については、上記および「県が主催するイベント開催の考え方と開催時の対策」を踏まえ、十分な感染拡大防止対策を講じたうえで開催します。また、会議等については、ウェブ会議や分散開催など方法の変更も検討します。
- 最新の情報は、各施設および県のホームページ等において、随時情報提供していきます。



を避けて  
外出しましょう!



①換気の悪い  
密閉空間



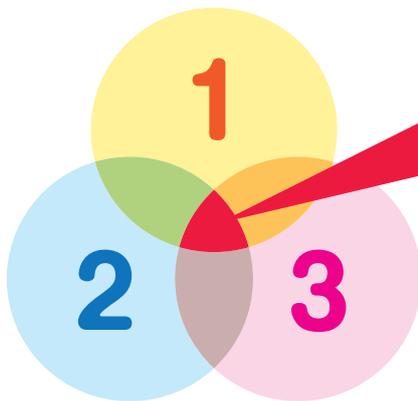
②多数が集まる  
密集場所



③間近で会話や  
発声をする  
密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。  
イベントや集会で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



3つの条件がそろう場所が  
クラスター(集団)発生の  
リスクが高い!

※3つの条件のほか、**共同で使う物品**には  
消毒などを行ってください。



# 県が主催するイベント等の開催の考え方と開催時の対策

滋賀県

## イベント等開催の要件

- 入退場時およびイベント前後を含めて、次のア~ウの「3つの条件」を満たす。
  - 2時間に1回以上の換気を実施する。
  - 人の間隔を常に1メートル以上確保する。
  - 大声での発声や不特定の参加者間での会話を避ける。
- 全ての参加者とスタッフ等の連絡先を把握する。

## イベント等の参加者に関する要件

1. 当日に発熱および咳症状がない。
2. 濃厚接触者の経過観察期間に該当しない。
3. 過去14日以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をしていない。
4. 過去14日以内に感染拡大している地域や国への訪問歴がない。

なお、妊婦、65歳以上の高齢者および糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患およびその他免疫力が低下している方には、次の項目に留意する。

- (1) 不要なイベントへの参加は控えるようお知らせする。
- (2) 参加が必要なイベントへは、症状の有無にかかわらず、自宅を出発してから帰宅までの間のマスクの着用をお願いする。

## イベント等の準備および当日の対策

1. 会場の入出時において、スタッフ等は、参加者が手指消毒用アルコールによる手指消毒を実施していることを確認する。
2. 特定多数および不特定多数が手で触れる場所・物品は必要最小限とする。例えば、ドアノブへの接触を避けるためにドアを開放するもしくは個人の筆記具を利用するなどの対策を行う。
3. 会場内において、手洗いが容易に実施できるよう工夫し、参加者およびスタッフ等へこまめな手洗いをお願いします。

## 参加要件および対策に関する周知

イベント等の参加者に関する要件や当日の対策を次により周知する。

1. ホームページ、メール、SNS などによる事前のお知らせ
2. 当日のリーフレット配布
3. 当日の口頭説明

今後の国内の発生状況および県内の発生状況に応じて、随時、変更する。

県が主催するイベント等の開催の考え方と開催時の対策 チェックシート

|    |  |  |
|----|--|--|
| 1  | <p>次の「3つの条件」を満たすことができるイベントである</p> <p>2時間に1回以上の換気が実施できる</p> <p>人の間隔を常に1メートル以上確保できる</p> <p>大声での発声や不特定の参加者間での会話を避けることができる</p>   |  |
| 2  | 「3つの条件」を入退場時に満たすことができる   |  |
| 3  | 「3つの条件」をイベント等の開催前後およびレストラン等の付帯する設備で満たすことができる   |  |
| 4  | 全ての参加者およびスタッフの連絡先を把握することができる   |  |
| 5  | イベント等の開催当日およびイベント等の準備の際に、参加者およびスタッフ等に発熱および咳症状がないことを確認できる   |  |
| 6  | 濃厚接触者の経過観察期間に該当しないことを確認できる   |  |
| 7  | 過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をしていないことを確認できる   |  |
| 8  | 過去2週間以内に感染拡大している地域や国への訪問歴がないことを確認できる   |  |
| 9  | <p>妊婦、65歳以上の高齢者および糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患およびその他免疫力が低下している方には、下をお願いできる</p> <p>不要なイベント等への参加は控えるようお知らせすることができる</p> <p>参加が必要なイベントへは、症状の有無にかかわらず、自宅を出発してから帰宅までの間のマスクの着用をお願いすることができる</p> |  |
| 10 | <p>入退場時に利用するために、下の量以上の手指消毒用アルコールを用意できる</p> <p>(参加者数+スタッフ数)×2回(入退場)×1回の消毒に必要なアルコール量</p>   |  |
| 11 | 参加者およびスタッフがこまめに手の消毒ができるように、入退場用とは別に消毒用アルコールを配置できる  |  |
| 12 | 会場の入退場時において、スタッフは、参加者が手指消毒用アルコールによる手指消毒を実施していることを確認することができる  |  |
| 13 | 特定多数および不特定多数が手で触れる場所・物品は必要最小限とすることができる   |  |
| 14 | <p>特定多数および不特定多数が手で触れる場所・物品として下が該当することを確認した</p> <p>該当場所・物品 ( )</p>  |  |
| 15 | イベント等の開催前後による懇親会等を控えるようにお知らせすることができる   |  |
| 16 | 参加するための条件や当日の対策等を事前にお知らせできる  |  |
| 17 | 参加するための条件や当日の対策等を当日にリーフレットによりお知らせできる   |  |
| 18 | 参加するための条件や当日の対策等を当日に口頭説明できる  |  |

## 第1フェーズ

## 第2フェーズ

## 第3フェーズ

○相談窓口の設置

○新型コロナ影響調査 5. 新型コロナウイルス感染症経済・産業影響調査事業

○資金繰り円滑化に向けた金融支援

○1. 資金繰り円滑化に向けた『追加』金融支援  
(中小企業振興資金保証料軽減補助事業 等)

○2. 経営力強化につながる前向きな取組等に対する支援  
(新型コロナウイルス感染症対策経営力強化補助金)

○3. 事業主の雇用維持の取組に対する支援  
(中小企業雇用継続支援補助金)

○4. 中小・小規模事業者の採用活動支援  
(WEB合同企業説明会開催事業)

○戦国キャンペーンの集中的展開と  
宿泊滞在型観光施策の推進

○発注・支払い時における中小・小規模事業者への特段の配慮

経済対策としての県の取組

本県経済の活性化・中小企業の経営基盤強化

R1年度

R2年度

国の緊急対応策(第3弾)等を踏まえ、機動的に対応

# 令和2年度2月当初補正予算（商工観光労働部関係部分）

○新型コロナウイルス感染症による本県経済への影響を最小限に抑えるため、

**中小・小規模事業者の事業継続に向けた資金繰りや雇用維持の取組を支援**するとともに、この状況が終息した後の反転攻勢に向けて**中小・小規模事業者の経営力強化につながる前向きな取組等を支援**する。【予算要求総額：322,772千円】

## 強力な資金繰り等、経営支援

### 1. 資金繰り円滑化に向けた「追加」金融支援

（中小企業振興資金保証料軽減補助事業 等）

#### ①セーフティネット資金（4号・5号・6項）に対する保証料負担の軽減

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受ける中小企業者が、**県制度融資セーフティネット資金**を利用する際に負担する保証料をゼロとする。【予算要求額：211,561千円】

#### ②セーフティネット資金（4号）の融資期間の延長

セーフティネット資金（4号）の運転・借換に関する融資期間を7年（据置1年）から**10年（据置2年）に延長**し、資金繰りの改善を図る。

### 2. 経営力強化につながる前向きな取組等に対する支援

（新型コロナウイルス感染症対策経営力強化補助金）

#### 経営力強化補助金の交付

新型コロナによる影響終息後に、県内中小企業が一層競争力を発揮できるよう、経営力強化等、**今後の事業活動に資する取組等にかかる経費の一部を補助**する。【予算要求額：51,198千円】

<補助対象事業>

- 人材育成・確保のための事業
- 働き方改革や職場環境改善に関する事業
- 新たな販路開拓に関する事業

<補助率・金額>

- 小規模企業 3/4
- 中小企業 2/3
- 上限額50万円

## 雇用の維持・確保

### 3. 事業主の雇用維持の取組に対する支援

（中小企業雇用継続支援補助金）

#### 雇用継続支援補助金の交付

中小企業事業主が、**国の雇用調整助成金の特例措置**を活用して、**労働者の雇用維持を図った場合に事業主負担分の一部を緊急特定地域と同等まで補助**する。【予算要求額：51,833千円】

<助成率>

○中小企業 2/3 → 4/5

### 4. 中小・小規模事業者の採用活動支援

（WEB合同企業説明会開催事業）

#### WEB上での合同企業説明会の開催

全国各地で相次いで合同企業説明会等が中止されている中、**中小企業の採用活動を支援**するため、企業・学生が双方向でコミュニケーション可能なサイトを作成・活用し、**インターネット上での合同企業説明会を開催**する。【予算要求額：6,380千円】

### 5. 新型コロナによる本県経済への影響調査

（新型コロナウイルス感染症経済・産業影響調査事業）

本県産業への影響を業種別、規模別および地域別に状況や課題等を把握するための緊急調査を実施 【予算要求額：1,800千円】

## 改正新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に係る緊急提言

令和2年3月13日に「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」が成立し、同年3月14日から施行された。

今回の新型コロナウイルス感染症について一定の場合に法的な後ろ盾をもって対策を行うことが可能となったところであるが、対策発動の時期など運用面での課題があるところである。

ついては、法律の効果を実効あらしめるため、以下の点について政府において適切に対応されるよう緊急提言する。

### 記

- 1 感染による被害を最小限に抑えるには、まん延に至る前の対策が非常に重要であり、緊急事態宣言が発動される前から都道府県内で統一のとれた対策を強力に進めるため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第1項に基づく都道府県対策本部長による総合調整が不可欠である。

国、地方公共団体が連携してまん延防止対策をより強力に推進するためにも、早急に同法第15条に基づく政府対策本部を設置し、計画的に対策ができるように、基本的対処方針を速やかに策定されたい。

なお、政府対策本部の設置、基本的対処方針等の策定に当たっては、都道府県に対し、事前に情報提供を行うこと。

- 2 緊急事態宣言の発動に当たっては、国民生活や事業者活動への影響も非常に大きく、都道府県知事も重い責任を負うこととなることから、あらかじめ該当となる都道府県知事の意見を聴くなど、十分な連携を図ること。また、物資、土地等に制限を加える権限行使についてガイドラインを設けるなど、緊急事態での混乱を防止する対策を示すこと。さらには、都道府県知事が協力要請等を行う場合の損失等についても補償の対象とするなど柔軟な対応を行うとともに国において必要な財政措置を講じること。

- 3 緊急事態宣言が発動された後の都道府県知事権限として、多数の者が利用する施設の使用制限があるが、政令で規定されている1,000㎡を超える劇場などの使用制限だけでは効果が十分ではないと考えられることから、国において必要な基準の見直しを検討すること。

また、緊急物資の運送要請・指示、特定物資の売渡しの要請・収用などは全国的な調整が必要であり、一都道府県での対応は実質的に困難なことから、国が主導して広域的措置に取り組むこと。

令和2年3月18日

|                      |       |
|----------------------|-------|
| 全国知事会会長              | 飯泉 嘉門 |
| 全国知事会社会保障常任委員会委員長    | 平井 伸治 |
| 全国知事会総務常任委員会委員長      | 西脇 隆俊 |
| 全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長 | 黒岩 祐治 |

## 新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言

国においては、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策「第2弾」において、地方の意見も取り入れた対応策が示され、実施に向けて準備がなされているところである。一方、感染拡大防止、感染者の治療を行うためには、医療現場に必要な物資の確保が絶対条件であるが、依然として現場には確保について大きな懸念があるとともに、社会福祉施設等における医療資材についても大きな不足感があるところである。また、令和2年2月26日国対策本部での安倍総理による2週間の「全国的なスポーツ、文化イベント」中止要請以降、規模や内容にかかわらず一律中止の動きが進行し先行きが見通せない中で社会・経済活動に深刻な影響が生じ始めている。

このため、医療提供体制の維持や水際対策の強化を図りながら、医療資材の確保等についての更なる対策の実施、イベント等開催の方針の明確化、さらなる地域経済対策の実施について政府に対し次のとおり緊急に提言する。

### 1 医療現場等への供給等

サージカルマスクについて、当面の供給が行われようとしているところであるが、今後対応の長期化が見込まれるため、サージカルマスクのみならず、医療現場での感染防御等に必要なN95マスク、ゴーグル、フェイスシールド、長袖ディスポーザブルガウン、手袋、手指消毒用アルコール、防護服、さらには入院医療体制の充実のために必要な簡易陰圧装置等の設備についても国が責任をもって調達し現場まで継続的に供給すること。

また、検査が必要な方全てのPCR検査に必要な検査試薬についても国が責任をもって調達・供給すること。

加えて、簡易検査キット、特効薬及びワクチンを早急に開発し、新型コロナウイルス感染症に対する社会的不安の解消に努め、安心なる医療体制を構築すること。

### 2 社会福祉施設等への供給

政府において「介護施設等に再利用可能な布製マスクを少なくとも一人1枚」という方針が示され、消毒液についても、令和2年3月13日付けで、医療機関、高齢者施設等向けに優先供給についての通知がされているところであるが、供給される量や時期が不明確なため、至急明らかにするとともに、取りまとめを行う都道府県の事務負担についても格別の配慮をすること。

また、社会福祉施設等が必要としている衛生物品全体については、国において責任をもって調達し、都道府県にその見通しを示すこと。

### 3 国の財源措置の柔軟な適用

マスク、消毒液等については、現在の全国的な調達困難な状況に鑑み、年度をまたいだ調達となった場合においても、簡便な手続きによって国の財源措置がなされるように配慮されたいこと。また、令和2年度予算での調達については、事前着手を認める通知を早急に発出すること。さらに、同様に簡易陰圧装置等整備に対する国庫補助事業の繰り越しや令和2年度予算における事業の事前着手を認め、その通知を早急に発出すること。

#### 4 イベント等の開催や事業活動を継続していく上での方針の明確化

イベント等の開催や事業活動を継続していく上で、政府専門家会議においては、3月9日にこれまで集団感染が確認された場である、「換気の悪い密閉空間」、「多くの人々が密集する」、「近距離での会話や発声が行われた」という3つの条件が同時に重なった場所や場面を予測し、避ける行動をとるよう見解を示された。しかし、政府としての具体的な開催可否を判断できる基準や感染拡大のリスクを防ぎつつ事業活動を継続する基準がいまだ示されていないため、イベントの一律中止や営業の中止等事業活動の停止の動きが止まらない状況である。現在、各地方自治体がそれぞれの実情に応じて自粛、開催等について判断しているところであるが、新型コロナウイルス対策が長期化する恐れがある中で、社会・経済活動への影響をこれ以上悪化させないため、政府において責任を持ってイベント等の開催や事業活動の継続の判断基準を明確に示すとともに、中止に伴う営業損益の補填についても財政的な措置を講じるなど、収束に向けて見通しが立つようにすること。

#### 5 さらに地域経済対策の実施

新型コロナウイルス感染症の広がり、経済に多大な影響を与えている。その影響は、観光業に限らず産業全般にわたり、長期化の様相もみせている。

3月10日に第2弾の経済対策が決定されたが、リーマンショック時を上回る、消費喚起や投資促進を図るためのさらなる総合的かつ大胆な経済対策を、早期に講ずること。

また、セーフティネット保証や危機関連保証、無利子・無担保で貸し付ける特別貸付制度が十分に活用され、資金が年度末までに行き渡るよう、審査要件の緩和や手続きの簡素化などを行うこと。

#### 6 患者情報等の都道府県への集約化

感染が確認された患者の経過等にかかる情報については、感染症法に基づき、医療機関のある保健所設置自治体から国に直接報告することとしているが、今後、感染拡大の状況に応じて、都道府県が主導的に医療提供体制等を検討する必要があることから、都道府県に情報が集約する仕組みを検討すること。

令和2年3月18日

|                      |       |
|----------------------|-------|
| 全国知事会会長              | 飯泉 嘉門 |
| 全国知事会社会保障常任委員会委員長    | 平井 伸治 |
| 全国知事会総務常任委員会委員長      | 西脇 隆俊 |
| 全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長 | 黒岩 祐治 |

## 新型コロナウイルス感染症対策に係る 学校の一斉臨時休業等に関する緊急要望

各自治体においては「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（令和2年2月28日付け元文科初第1585号文部科学事務次官通知）」を受け、児童・生徒の命と健康を守り、感染拡大を防止するため、学校の一斉臨時休業措置を実施したところである。

今般、専門家会議において集団感染が生じやすい場合の知見が示され、また、地域の医療体制も順次構築される中で、学校設置者は、国の動向や各地域の感染状況などを十分に考慮した上で、学校再開に向けた万全の体制を確保することが求められている。

このため、以下の点について要望する。

### 1 国の一斉臨時休業要請終了後の対応について

国の責任において、学校現場に混乱をきたすことがないように、地域における感染者の発生状況等との関係も含め、一斉臨時休業後の学校再開についての考え方を速やかに具体的に示すこと。

その際、科学的知見などを踏まえて考え方の根拠を明確にすること。

### 2 臨時休業措置に必要な情報の共有について

新型インフルエンザ等対策特別措置法で定める緊急事態宣言に関わらず、各地域において統一的な考え方で対策を講じるため、臨時休業措置の検討に必要な科学的知見や国としての考え方を、迅速かつ適切に都道府県や市町村と共有すること。

令和2年3月18日

全国知事会会長

飯泉 嘉門

全国知事会文教環境常任委員会委員長

阿部 守一

## 新型コロナウイルス感染症対策本部の開催を受けて

国においては、昨日の「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」における見解を踏まえ、本日の「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、「学校の一斉臨時休業」や「大規模イベント等の自粛」に関し、「地域の感染状況等に応じた判断が可能となる方針」が示されたことは、全国知事会の提言を踏まえたものであり評価したい。

今後、国においては、速やかに、

- ・ 学校の設置者が再開に向け適切に判断できるよう、科学的知見を踏まえた具体的な考え方
- ・ 大規模イベント等の主催者が開催にあたり、従来からの「密閉・密集・近距離」の3条件を避けることに加え、「地域の感染状況等に応じた判断が可能」となるガイドライン

を提示いただきたい。

さらに、国民の不安解消に向け、医療用マスク、消毒薬等の医療現場での感染防御に必要な物資の供給や「簡易検査キットや治療薬及びワクチン」の早期開発及び供給をはじめ、

- ・ クラスタ対策の「専門人材」を確保し、必要な地域に派遣を可能とする広域応援体制（医療版 TEC-Force）の構築
- ・ 「オーバーシュート（爆発的患者急増）」が発生する事態も念頭に、国、地方が一致協力して対応するため、「改正新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき「政府対策本部」を速やかに設置し、「基本的対処方針」を策定するとともに、各都道府県における「危機を乗り越える医療提供体制等の構築」に向け、人材面、財政面、補償制度等にわたり、政府として強力な支援
- ・ 地域経済への多大な影響を踏まえた、消費喚起や投資促進を図るため、これまでに無い大胆かつ個別状況に即応した「地域活性化・経済危機対策」

などに早急に取り組まれない。

引き続き、全国知事会としても、国と心をついに、この新たな国難を克服すべく全力を傾注して参る覚悟であり、今後とも地域住民の安全・安心の確保に万全を期して参りたい。

令和2年3月20日

全国知事会会長 徳島県知事 飯泉 嘉門

## 新型コロナウイルス感染症対策に係る水産施設の状況

## 1 醒井養鱒場

## (1) これまでの状況

2月29日(土)～3月16日(月) 臨時休場

3月17日(火)～ 再開

## (2) 入場者数

3月17日(火)～22日(日) 778名 (20日124名、21日294名、22日236名)

※昨年の同期間より2.3倍増加

しかし、ゴールデンウィークまでの最大入場者数は330名程度と見積もっており想定範囲内

## (3) 感染症拡大防止対策

・入場者数は想定範囲内

・入場者の連絡先等の把握を実施

・各種対策を実施

一定距離の保持、屋内施設の換気、注意喚起、協力依頼、消毒等予防措置(通常より1時間早く閉場して消毒作業にあたる)

場内スタッフ、場内飲食店

## (4) 懸案事項

・感染リスクが継続した場合、GW時は別途対応を検討(GW時は最大1,200名が入場)

・消毒に手間がかかる

## 2 南郷水産センター

## (1) これまでの状況

2月29日(土)～3月16日(月) 臨時休館 17日(火)は定休日

3月18日(水)～ 再開

## (2) 入場者数

3月18日(水)～22日(日) 2,114名 (20日511名、21日652名、22日649名)

※昨年の同期間より1.5倍増加

しかし、ゴールデンウィークまでの最大入場者数は1,350名程度と見積もっており想定範囲内

## (3) 感染症拡大防止対策

・入場者数は想定範囲内

・入場者の連絡先等の把握を実施

・各種対策を実施

一定距離の保持、屋内施設の換気、注意喚起、協力依頼、消毒等予防措置(通常より30分早く閉場して消毒作業にあたる)

場内スタッフ、場内飲食店

## (4) 懸案事項

・場内の桜が咲き始めており、満開前後に入場者が増加すると思われる。

・感染リスクが継続した場合、GW時は別途対応を検討(GW時は最大2,900名が入場)

・消毒液の確保に懸念

## 畜産技術振興センターにおける新型コロナウイルス感染症拡大防止対策

| 視点                   | 対応  |  |
|----------------------|---|--|
| ○入場者数(連絡先、氏名を把握できるか) | <p>・3月後半から4月にかけて、天候の良い土、日、祝日に入場者が増える。</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>令和元年度入場者数</p> <p style="padding-left: 40px;">3月 800名</p> <p style="padding-left: 40px;">4月 1100名</p> <p>・連絡先等を把握</p> <p>入場ゲートに入場者に対し、感染者が発生した場合に速やかに連絡が取れるよう、連絡先の記入をしてもらう来場者記入票(氏名、居住市町村、電話番号、入場時間)を設置し、回収箱に投函してもらう。</p> <p>※他の入場者に個人情報が出ないように鍵付きのポストを設置し、職員が1日1回、回収を行う。収集情報は2か月で破棄する。</p> |  |
| ○開催時間はどうか            | 通常の通りとする 9:00~16:00 年中無休  |  |
| ○注意喚起                | <p>・入場口にウイルスに対する注意喚起と協力依頼の看板を設置</p> <p>(発熱や咳等のかぜ症状のある方の入場をお断り)</p>  |  |
| ○消毒等予防処置             | <p>・入り口、トイレに手指消毒用アルコールを設置</p> <p>・手洗い場を設置(常時)</p>   |  |